

- ・判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降である業況特例による休業
- ・小規模事業主（常時雇用する労働者が概ね20人以下）
- ・生産指標が直近3ヶ月の月平均で前年又は前々年同期と比べ30%以上減少しており、その対象期間の休業

本省様式⑨
小/業特/訓有/雇調

支給申請書 提出書類一覧表
【 雇用調整助成金 小規模事業主 業況特例 】

小規模・業況・
教育・雇調金

事業所名

判定基礎期間： 月 日～ 月 日

(初回・ 回目)

○休業・教育訓練を実施した場合の提出書類（1～11は共通）

No.	必要書類	提出枚数
1	支給申請書提出書類一覧表	この用紙です。 枚
2	様式新特小訓第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	初回のみ 枚
3	様式新特小訓第6号(2) 支給要件確認申立書(雇用調整助成金)	裏面や役員等一覧までの全ての提出が必要です。 枚
4	様式新特小訓第7号 支給申請書	枚
5	様式新特小訓第8号(2) 雇用調整助成額算定書	裏面2の計算書を使用する場合は計算書を添付 枚
6	様式新特小訓第9号 休業・教育訓練(実績)一覧表	枚
7	休業協定書(写) 労働者の過半数を代表する者と締結したもの	委任状は提出不要です。 (休業実績一覧表による代替も可能) 枚
8	生産指標の低下が確認できる書類 令和3年5月から遡って3ヶ月間(5,4,3月。5月の売上高が確定していない等)の場合は4,3,2月でも可能。なお、大企業は令和3年2月1日以降に休業の初日がある場合は休業の初日が属する月から遡って3ヶ月)を前年(又は前々年)同期と比較	No.2の数値(売上等が30%以上減少したこと)を確認できる資料 売上簿、営業収入簿、会計システムの帳票等 「売上」等がわかる既存書類の写しでも可能です。 【初回のみ必要】 枚
9	休業させた日や時間がわかる書類 (タイムカード、出勤簿、シフト表など)	休業の場合には「休業又は帰休」と表示、教育訓練の場合には「教育訓練」と表示されていることが必要です。全日でなければ時間数も記載をお願いします。 枚
10	休業手当や賃金の額がわかる書類 (給与明細の写しや控え、賃金台帳など)	休業日に支払われた手当(休業手当)と通常労働日(就労日)に支払われた賃金、手当等が区分して記載されていることが必要です。 枚
11	通帳又はキャッシュカードの写し (口座番号やフリガナの確認ができる部分)	振込間違いを防ぐため、できるだけ添付をお願いします。【初回のみ】 枚

○教育訓練を実施した場合の提出書類(上記に追加になります)

12	教育訓練協定書(写) 労働者の過半数を代表する者と締結したもの	委任状は提出不要です。 枚
13	事業所内及び自宅で教育訓練を実施した状況が確認できる書類	日ごとに実施場所及び実施時間帯、講師名、受講者氏名、実施内容がわかる書類 枚
14	事業所内及び自宅で教育訓練を実施した労働者の受講を確認できる書類	受講者本人が作成した受講レポートや本人が回答した受講者アンケート等、本人の受講を証明する書類 枚
15	教育訓練講師プロフィール	講師の資格、免許、経歴等が記載されたもの 枚
16	事業所外訓練であることを示す書類	受講を証明する書類、及び訓練費支払領収証等(有償の場合) 枚
17	事業所外訓練を実施した状況が確認できる書類	日ごとに実施場所及び実施時間帯、講師名、受講者氏名、実施内容がわかる書類 枚
18	事業所外教育訓練を実施した労働者の受講を確認できる書類	受講者本人が作成した受講レポートや本人が回答した受講者アンケート等、本人の受講を証明する書類 枚
19	支給申請合意書 様式13号(教育訓練機関を利用した場合)	教育訓練機関に記入していただくものです。 枚

- ・雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金を同時に同判定基礎期間分を申請した場合、重複する書類は省略できます。
- ・提出書類の枚数が多いものについては、「〇枚」ではなく「〇人分」の記入でも可能です。
- ・審査時に問い合わせをさせていただくことがありますので、提出書類の控えを保管くださるようお願いいたします。
- ・上記以外に審査に必要な書類をお願いする場合があります。
- ・記入・入力漏れがないか確認をお願いします(特に、氏名等、「チェックボックス」のチェック、「はい・いいえ」欄等)。